

事務連絡
平成 31 年 3 月 28 日

三重県地域連携部長 殿

中部運輸局 交通政策部長
鉄道部長
自動車交通部長

一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を
地方公共団体に提供する仕組みの構築等について

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、地域公共交通政策に係る施策の施策目的の達成の観点から、一般乗合旅客自動車運送事業者及び鉄道事業者の情報について、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築すること等が閣議決定されたところである。

この対応方針を踏まえ、今般、下記のとおり情報提供の仕組みを構築することとしたため、その趣旨を理解の上、貴管内の市町村へ周知されたい。

なお、本件については、上記の情報提供に関する仕組みの構築に加え、交通政策基本法第 10 条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、各公共交通事業者あて通知したことを申し添える。

記

1. 地方公共団体への情報提供の仕組みについて

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 94 条第 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 55 条第 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事

業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭和 62 年運輸省令第 9 号）第 2 条）に含まれる鉄道事業者の情報については、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について、各地方運輸局等より、当該地方公共団体に対し速やかに提供することとする。地方公共団体からの情報提供の依頼先及び地方公共団体への情報提供主体については、各地方運輸局等とする。また、各地方運輸局等から地方公共団体へ提供された情報については、地方公務員法に基づき適切に取り扱いいただくようお願いしたい。

なお、国土交通省が提供可能な情報は、別添 1 のとおりである。

2. 地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について

各都道府県においては、公共交通事業者との適切な連携を図り、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用により一層取り組まれたい。

なお、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる具体的な事例としては、以下のような例があるので、参考にされたい。

【具体例①】

岐阜県岐阜市では、市と交通事業者による担当者会議を毎月 1 回開催しており、現在の利用状況や諸問題等の情報共有に努めている。また、地域公共交通網形成計画の策定時に、交通事業者が保有している IC カードデータを市が提供を受けて分析し、現況の整理や将来の利用状況のシミュレーションを行ったことにより、より実効的・具体的な地域公共交通再編実施計画の立案を可能にした。

【具体例②】

青森県弘前市では、地域公共交通再編実施計画の策定にあたり、バス事業者から市内路線及び広域路線の乗降調査データを提供してもらい、各バス停における乗降客数を分析している。そして、分析結果をもとに、バス路線として維持する区間及び乗合タクシーへ変更する区間の検討や、乗合タクシーの運行方法の検討を行っているところである。

【具体例③】

兵庫県加西市では、交通事業者から輸送実績等の情報提供が行われ、これらの情報に基づき、「利用しやすいダイヤ（既存バスとの接続性向上等）」について、検討が進められている。そして、分析結果をもとに、市と交通事業者が議

論することで、より実効的・具体的な地域公共交通網形成計画の立案を可能にしている。

【具体例④】

岐阜県恵那市及び中津川市では、明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会を組織しており、住民代表等からも活発な意見が出るよう、交通事業者から輸送実績や利用者属性等の詳細な情報提供が行われている。それらを踏まえて、地域活性化や観光振興に資する公共交通の確保維持に向けた地域公共交通網形成計画の策定や当該計画に基づく施策の効果検証等が行われている。

なお、上記の各地方公共団体を含む地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定状況については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/001279277.pdf>) において公開している。青字となっている各地方公共団体の名称を選択すると、各計画の内容が掲載されているページに接続されるようになっているので、参考にされたい。

<国土交通省が地方公共団体に対し提供可能な情報>

【バス】(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に限る。)

- ・ 運行系統、運行ダイヤ・運行回数、キロ程、運賃
(事業者毎の営業収益等の収支状況及びその内訳)
- ・ 路線毎の運送収入
- ・ 路線毎の走行キロ、輸送人員(定期・定期外)、平均乗車密度

※上記3つの情報について、路線不定期運行又は区域運行の場合も含む。

【鉄道】(軌道についても同様に扱う。)

- ・ 損益計算書(事業者毎)
- ・ 貸借対照表(事業者毎)
- ・ 鉄道事業営業損益(事業者毎)

※上記3つの情報について、情報提供する項目は別添2のとおり。

- ・ 旅客運輸収入(通勤・通学・定期外)(路線毎)
- ・ 輸送人員(通勤・通学・定期外)(路線毎)
- ・ 輸送人キロ(通勤・通学・定期外)(路線毎)

※上記3つの情報について、情報提供する項目は別添3のとおり。